

景観計画区域（市全域）において、以下に定める行為を行う場合、次の内容について行為着手の30日前までに届け出なければならないものとします。

- ①行為の種類、②行為の場所、③設計又は施工方法
- ④着手予定日、⑤その他の事項

■届出の対象となる規模とその行為

行為の種類		規模等
建築物	建築物の新築、増築、改築または移転、外観を変更する修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ①建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕で、当該行為に係る部分の、延べ床面積が10㎡を超えるもの ②外観の変更で、変更に係る部分の面積が100㎡を超えるもの ③都市計画法に規定する用途地域内では、高さが20mを超えるもの ④都市計画法に規定する用途地域以外の地域では、高さが15mを超えるもの
工作物	工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更する修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ①煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫像、遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類においては、高さが15mを超えるもの ②擁壁、柵、塀等で、高さが2mを超えるもの ③電柱、送電鉄塔、アンテナの類においては、高さが15mを超えるもの ④自立式の太陽光発電設備の設置で、ソーラーパネルの表面積の合計が300㎡を超えるもの及びそれに付属するもの
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（建物の建築又は特定工作物の建設用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）	<ul style="list-style-type: none"> ①都市計画区域内において行われる開発区域の面積が1,000㎡（勝沼地域（その名称に勝沼町を冠する大字全ての区域をいう。以下同じ。）にあっては、500㎡）を超える開発行為 ②都市計画区域外において行われる開発区域の面積が2,000㎡を超える開発行為 ③一段の土地の区域において同一の事業者が複数回に分けて開発行為をする場合は、その開発区域全体の面積が1,000㎡（勝沼地域にあっては、500㎡）を超える開発行為 ④複数の事業者により行われる開発行為が共同事業によるものと認められる場合は、その開発区域全体の面積が1,000㎡（勝沼地域にあっては、500㎡）を超える開発行為 ⑤複数の事業者が既存の開発区域を利用して開発行為をする場合は、その既存の開発区域を含めた全体の面積が1,000㎡（勝沼地域にあっては、500㎡）を超える開発行為
特定照明	建築物等のライトアップ等	<ul style="list-style-type: none"> ・届出対象となる規模を持つ建築物及び工作物に対して行われる特定照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更
その他	土地の形質の変更、屋外における資材等の堆積、木竹の伐採等	<ul style="list-style-type: none"> ①土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更で、面積が1,000㎡又は変更を生ずる法面もしくは擁壁の高さが3m又は長さ20mを超えるもの ②屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、高さが2m又はその用途に供される土地の面積が1,000㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの ③道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される森林における木竹の伐採で、伐採される土地の面積が500㎡を超えるもの

次の（１）大規模行為に該当する場合は、庁内委員会により審議を行います。

（１）大規模行為

区分	行為の内容及び規模等
建築物	建築物の新築、増築、改築または移転、外観を変更する修繕もしくは模様替え又は色彩の変更 ① 都市計画法に規定する用途地域内では、高さが 20m を超えるもの ② 都市計画法に規定する用途地域以外の地域では、高さが 15m を超えるもの ③ 都市計画区域内で、建築計画戸数が 5戸 （勝沼地域にあつては 3戸 ）を超えるもの及び共同住宅で居住規模が 10戸 （勝沼地域にあつては 3戸 ）を超えるもの ④ 都市計画区域外で、建築計画戸数が 8戸 を超えるもの及び共同住宅で居住規模が 10戸 を超えるもの ⑤ 建築面積 500㎡ を超える建築物
工作物	工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更する修繕もしくは模様替え又は色彩の変更 ① 煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫像、遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類においては、高さが 15m を超えるもの ② 垣、さく、塀の類においては、高さが 3m を超えるもの ③ 電柱、送電鉄塔、アンテナの類においては、高さが 20m を超えるもの ④ 自立式の太陽光発電設備の設置で、ソーラーパネルの 表面積の合計が1,000㎡ を超えるもの
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更） ① 都市計画区域内において行われる開発区域の 面積が1,000㎡ （勝沼地域にあつては、 500㎡ ）を超える開発行為 ② 都市計画区域外において行われる開発区域の 面積が2,000㎡ を超える開発行為 ③ 一段の土地の区域において同一の事業者が複数回に分けて開発行為をする場合は、その開発区域全体の 面積が1,000㎡ （勝沼地域にあつては、 500㎡ ）を超える開発行為 ④ 複数の事業者により行われる開発行為が共同事業によるものと認められる場合は、その開発区域全体の 面積が1,000㎡ （勝沼地域にあつては、 500㎡ ）を超える開発行為 ⑤ 複数の事業者が既存の開発区域を利用して開発行為をする場合は、その既存の開発区域を含めた全体の 面積が1,000㎡ （勝沼地域にあつては、 500㎡ ）を超える開発行為
その他	土地の変更 ① 土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更で、 面積が1,000㎡ 又は変更を生ずる法面もしくは擁壁の 高さが3m 又は 長さ20m を超えるもの 屋外における資材等の堆積 ② 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、 高さが2m 又はその用途に供される土地の 面積が1,000㎡ を超えるもの ③ 道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される森林における木竹の伐採で、伐採される土地の 面積が500㎡ を超えるもの